資料２－２

学校における生成ＡＩの利活用について Ver.1.0

令和８年２月発行　犬山市教育委員会

本ガイドラインは学校現場における生成ＡＩの適切な利活用を実現するための基本的な考え方や押さえるべきポイントをまとめたものであり、学校現場での生成ＡＩの利活用を積極的に促したり、義務付けたりするものではありません。本ガイドラインは令和６年 12 月に文部科学省から公表された「初等中等教育段階における生成ＡＩの利活用に関するガイドライン（2.0）」を参考に作成しています。

なお、今後の技術の進展や学校現場での取組等の状況を踏まえ、必要に応じて改訂が行われることが想定されています。

〈生成ＡＩ（ｱｰﾃｨﾌｨｼｬﾙ ｲﾝﾃﾘｼﾞｪﾝｽ）とは〉

生成ＡＩとは、さまざまなコンテンツを新たに生み出す人工知能（ＡＩ）のことをいう。生成ＡＩは情報の収集・整理・分析の他に、データから学習したパターンや関係性を活用し、文章、画像、動画、プログラムなど、多岐にわたるコンテンツを新たに生成できる。

教育分野においても利活用が進んでおり、児童生徒の指導にかかわる業務への支援、校務の効率化や質の向上のための「ツール」として期待されるものである。



基本的な考え方について

①学校現場における人間中心の利活用

◆生成ＡＩは人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げることができる有用な「ツール」であることを踏まえ、出力内容については、参考の一例として、最後は人間が判断し、責任をもつことが必要である。

◆生成ＡＩを使用する際は、学習指導要領に示す、資質・能力の育成に寄与する、教育目標を達成する上で効果的であるかを吟味した上で利活用する。

◆指導計画や学習環境の設定、児童生徒の見取りや支援等、学びの専門職としての教師の役割はより重要なものになる。

◆生成ＡＩの仕組みや特徴を理解するなど、教師には一定のＡＩに関するリテラシーを身に付けることが求められる。

②児童生徒の情報活用能力の育成強化

◆生成ＡＩの仕組みの理解、学びに生かす視点、「ツール」として使いこなす力を各教科等の中で、意識的に育てていく姿勢が重要である。

◆生成ＡＩが今後、社会全体に組み込まれていくことを念頭に、情報モラルを含む、情報活用能力の育成を一層充実させていくことが重要である。



校務での主な活用例

授業準備の効率化	教材や確認テスト問題の素案の作成／ふりかえり、意見や感想の集約
各種文書の作成	各種のお便り、通知文、案内文の素案の作成／ＨＰ掲載文の作成
現職教育／研修	研修資料作成の効率化／ワークシートの雛形作成／議事録の作成
その他、補助機能	各種アンケート案の作成／保護者会の日程調整／教育トレンドの整理

安全に利活用するためのポイント

1　情報セキュリティ対策の徹底

①利用する生成ＡＩ（Copilot／Gemini）の最新の利用規約を確認し、遵守して利用すること。

②教育委員会が定める教育情報セキュリティポリシーや、情報セキュリティの基本ルールを厳守すること。

③犬山市が指定する業務端末（校務ＰＣ・Chromebook）を使用し、犬山市が付与しているアカウントでサインイン／ログインした状態で使用すること。

2　個人情報、著作権への配慮

①個人情報の漏洩を防ぐため、児童生徒／教職員の氏名、住所、写真、成績等の情報は指示文（プロンプト）には入力しない。（学校固有の内部情報も含む）

②生成ＡＩの出力内容が、既存の著作物に類似する可能性

→・生成物を利用する際、授業目的の範囲（著作権法第 35 条）を超える利用は、著作権者の許諾を得る必要となる場合がある。（各種お便り、学校ＨＰ、職員への資料等）

・意図的に他人の著作物や既存の著作物に類似したものを生成しようとしないこと。

・生成物を利用する際は、インターネットの検索等で既存の著作物と類似していないか確認する必要がある。

・既存の著作物（新聞記事、教科書の本文、文学作品など）をプロンプトに入力して要約や改変を行わせる際は、授業の過程における利用（著作権法第 35 条）の範囲内に留め、権利者の利益を不当に害することのないよう留意すること。



3　出力内容の確認

①生成ＡＩは、誤った情報（ハルシネーション）や学習データに含まれる偏見（バイアス）に基づいた出力を行うことがあるので、出力内容の確認を必ず行う必要がある。（ファクトチェック）

②出力内容は、教育目的や公平性の観点から適切なものか判断する必要がある。必要に応じて、他の情報源（信頼できるウェブサイト・書籍）と比較して、確認を行うこと。

4　学校における情報共有や連携

①学校の管理職は、生成ＡＩが適切に利活用されているか、適宜、確認や把握を行うこと。万が一、不適切な回答（暴力的・性的な内容等）が表示された場合や、情報漏洩の懸念が生じた場合は、直ちに利用を中止させ、管理職および教育委員会へ報告する体制を整えておくこと。

②利活用の場面、操作の方法について、校内で情報共有し、共通理解を深めること。

③生成ＡＩを使用して作成・編集した成果物については、必要に応じて「生成ＡＩを利用した／生成ＡＩを参考にした」などと明記し、公正な業務の姿勢を示すことを心がけること。

児童生徒の生成ＡＩの利活用について

◇学習活動において、生成ＡＩを利活用する場面を教師が明確に示すこと。（ログイン確認を含む）

◇生成ＡＩの出力には、ハルシネーションやバイアスに基づいたものがあるため、ファクトチェックを徹底する指導を行うこと。

◇生成ＡＩがそのまま出力した成果物は評価できないことを前提とし、出力された成果物には、必要に応じて「生成ＡＩを利用した／生成ＡＩを参考にした」など、明記することを講じること。

◇個人情報の入力や著作権濫用の防止等、常に倫理的な使い方に留意させると共に、情報モラルやネットリテラシーの向上を図ること。